

## ◆ 中間決算と一括償却資産

Q：当社は3月決算法人です。仮決算による中間申告を行うことになったのですが、中間申告の場合の一括償却資産の取扱いについて注意することがあれば教えてください。

A：償却限度額の算定に注意してください。  
【解説】

9月末は3月決算法人の中間期末となります。仮決算による中間申告は、当然のことながら先の改正事項を織り込まなければなりません。

今回の改正で創設された一括償却制度は、期中に取得、事業供用された20万円未満資産を、向こう3年間にわたり均等に全額償却する制度であり、1年決算法人であれば各期の償却限度額は「一括償却資産の取得価額×12/36」になります。

この一括償却制度は、仮決算による中間申告においても適用することができますが、初年度の限度額計算については注意が必要です。

具体的には、仮決算による中間申告では、初年度の限度額計算は6/36ではなく、12/36で行うことになります。

これは、一括償却資産を事業の用に供した適用初年度の仮決算による中間申告時における特例で、翌期以降の中間申告時には、本則どおり6/36が限度とされます。

